

熊本型放牧高度化支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 熊本型放牧高度化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け府地創第22号、府地事第41号、6農振第2322号、20250121財経第1号、国総政第45号、環政総発第2501303号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和7年3月6日付け府地創第38号、府地事第67号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 熊本型放牧高度化支援事業（以下「本事業」という。）は、阿蘇地域等の牧野や中山間地域の耕作放棄地等において熊本型放牧を拡大するにあたり、放牧管理の省力化並びに家畜防疫に対応するための条件整備の高度化、そして、あか牛等の放牧牛増頭を図るための肉用繁殖雌牛の助成を実施することにより、本県における牧野等の畜産的利用拡大による草地の維持及びあか牛等の生産基盤強化を図ることを目的として定める。

(事業の内容)

第3条 牧野等の畜産的利用拡大による草地の維持及びあか牛等の生産基盤強化を図るために、次の区分により行う事業に対して補助する。

1 高度化放牧条件整備事業

事業主体が、阿蘇地域等の牧野や耕作放棄地等で熊本型放牧を拡大するにあたり、放牧管理等の省力化や草地生産性向上のための支援、熊本型放牧の拡大に必要な条件整備を実施する。

2 放牧牛導入補助事業

事業主体が、家畜市場等から肉用繁殖雌牛を購入し、牧野や耕作放棄地等において熊本型放牧を拡大することを目的とする放牧実践農家にこれらの家畜を一定期間貸し付ける。

(補助事業者等)

第4条 本事業の補助事業者等は、別表1に定めるものとする。

(対象地域)

第5条 阿蘇地域等の牧野とは、阿蘇郡市及び山都町の一部（旧蘇陽町、旧清和村）とする。耕作放棄地等とは、県内の耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのあるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第6条 本事業の実施に要する経費のうち別表1に掲げる事業について、県は予算の範囲

内において補助する。

（事業実施計画の承認申請）

第7条 要項第3条の事業実施計画書は、高度化放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、放牧牛導入補助事業については別記第3号様式によるものとする。

（事業実施計画の内容等の変更）

第8条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、高度化放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、放牧牛導入補助事業については別記第3号様式によるものとする。

（補助金等の交付申請）

第9条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、高度化放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、放牧牛導入補助事業については別記第3号様式によるものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第10条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、高度化放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、放牧牛導入補助事業については別記第3号様式によるものとする。

（補助金等交付決定前着手）

第11条 要項第9条第1項に規定する補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第4号様式によるものとする。

（実績報告）

第12条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、高度化放牧条件整備事業について取りまとめを行う市町村においては別記第1号様式、事業主体においては別記第2号様式とし、放牧牛導入補助事業については別記第3号様式によるものとする。

（財産の処分制限）

第13条 要項第17条の本事業により取得した財産については、償却財産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年6月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
この要領は、令和6年7月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
この要領は、令和7年5月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。